

## ○西興部村ふるさと応援基金条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、西興部村ふるさと応援基金条例(平成29年条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (事業の種類)

第2条 西興部村ふるさと応援基金(以下「基金」という。)の運用事業は、次のとおりとする。

- (1) ふるさと「にしおこっぺ」の保健・医療・福祉・子育ての振興や支援に関する事業
- (2) ふるさと「にしおこっぺ」の街づくり・人づくりの振興に関する事業
- (3) ふるさと「にしおこっぺ」の地域産業の振興に関する事業
- (4) ふるさと「にしおこっぺ」の教育・文化の振興に関する事業

### (寄附金の受入れ等)

第3条 寄附金は、寄附申込書(様式第1号)により受け付けるものとする。

2 村長は、寄附金の申込み又は収受した寄附金が公序良俗に反するものと思料される場合は、受入れを拒否し、又は収受した寄附金を返還することができる。

3 村長は、前項の規定による取扱いをした場合は、その決定の理由及び経過を記録しておかなければならない。

### (寄附金台帳の作成)

第4条 村長は、寄附金の適正な管理を図るため、西興部村ふるさと応援基金台帳を作成しなければならない。

2 村長は、基金の一部又は全部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しておかなければならない。

### (公表の方法)

第5条 西興部村ふるさと応援基金の状況については、村広報誌等により公表するものとする。

### (その他)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道紋別郡西興部村長 様

## 西興部村ふるさと応援寄附申出書

一金 円也

上記のとおり西興部村に対して寄附したいので、申込みをします。

住 所	〒
(ふりがな) 氏 名	
電 話 番 号	
Email アドレス	

1. 寄附金の指定について

※ 寄附していただける口数と寄附金額をご記入下さい。

一口1,000円を基本としています。

基金の名称	寄附金額
西興部村ふるさと応援基金	( 口 ) 円

※寄付金は、村ふるさと応援基金に積立て、次の事業の財源として活用させていただきます。

- (1) ふるさと「にしおこっぺ」の保健・医療・福祉・子育ての振興や支援に関する事業
- (2) ふるさと「にしおこっぺ」の街づくり・人づくりの振興に関する事業
- (3) ふるさと「にしおこっぺ」の地域産業の振興に関する事業
- (4) ふるさと「にしおこっぺ」の教育・文化の振興に関する事業

2. 名前等の公表について

名前、住所（都道府県名）のホームページ・広報等での公表に

同意する ・ 同意しない

※ 村では寄附された方のお名前、住所（都道府県名）を広報等で公表を予定しておりますが、これらに同意いただけるか、いずれかを○で囲んでください。

3. 希望する記念品

希望する記念品の番号等を記入願います。

(詳しくはホームページをご覧ください。)

--

4. 西興部村に対するメッセージなどをお書き下さい。

--